

[学術論文]

大阪市における地域活動協議会の実践
－ 緑地域活動協議会(鶴見区)を例に

The practice by the local self-governing organization in Osaka city
: A case study of Midori district

三 浦 哲 司

Satoshi MIURA

Studies in Humanities and Cultures

No. 21

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 21号
2014年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JULY 2014

[学術論文]

大阪市における地域活動協議会の実践 — 緑地域活動協議会(鶴見区)を例に

**The practice by the local self-governing organization in Osaka city
: A case study of Midori district**

三浦 哲司¹
Satoshi Miura

要旨 わが国の大都市では現在、小学校区や中学校区において、地縁団体関係者とともに市民活動団体関係者が参加する地域住民協議会の設立が進んでいる。大阪市でも2012年度から、本格的に市内全域で大阪市版の地域住民協議会である「地域活動協議会」の設立を進めてきた。しかし、性急な協議会設立のうごきに対して地域の側の理解が深まっておらず、大半の協議会が試行錯誤している状況にある。そのようななかで、鶴見区の緑地域活動協議会は自主財源を確保しながら多面的な活動を実践している。そこで、この協議会について検証したところ、1) 協議会設立以前からの地域活動の蓄積が協議会活動のあり方を左右する、2) 活動の持続性向上には自主財源の確保が求められる、3) 必要に応じた外部主体との連携が地域住民協議会にとって有効となる場合もある、という示唆を抽出することができた。今後の研究では、他事例との一致比較や差異比較を視野に入れながら、引き続き協議会活動の活性化要因の解明を進めていきたい。

キーワード：地域住民協議会、地域活動協議会、地域自治

1 はじめに

現在、わが国の大都市では既存の単位町内会の活動範囲よりも大きなエリアにおいて、多様な主体が集うプラットフォームとしての協議会づくりが進行している。そのエリアは多くの場合に小学校区や中学校区に相当し、協議会の名称も「地域住民協議会」「まちづくり協議会」「コミュニティ協議会」などさまざまである。本稿ではひとまず、「地域住民協議会」という名称を用いる。

このような協議会が設立される背景として、これまで地域社会を支えてきた中心的な存在であ

¹ 名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 准教授

る町内会を取り巻く環境が、今日では大きく変化している状況を指摘することができる。多くの場合に町内会は加入率の低下が進み、活動の担い手もますます高齢化し、後継者不足に悩まされている現実がある。

同時に、たとえ大都市であっても、歳出削減・人員削減を進めざるを得ないという自治体行政の事情も、協議会設立が進む背景のひとつといえる。これまで地域社会で生じた問題に対して、自治体行政が率先して解決を担ってきた場合もみられたものの、こうした従来型の対応が困難となっている状況にある。そこで、協議会づくりをひとつのきっかけとして、地域社会の問題解決能力、すなわち「地域力」の向上がめざされることになる²。

大阪市では現在、地域振興会（自治会・町内会に相当する）をはじめとする多くの地縁団体は、他都市と同様に加入率の低下、担い手の高齢化、後継者不足に直面し、いかにしてこうした状況を打開していくかが問われている。そこで、2012年度からは本格的に、およそ小学校区を基本として、大阪市版の地域住民協議会に相当する「地域活動協議会」（通称：地活協）の設立を市内全域で進めてきた。2014年3月末時点では、合計323の地域活動協議会が設立されるにいった。ただ、詳しくは後述するが、短期間のうちに協議会づくりを主導した大阪市政府と、実際に地域活動の担い手となる住民とのあいだには大きな認識の差があり、大半の地域では戸惑いが生じている現実もある。

とはいうものの、大阪市内の状況をつぶさに観察してみると、なかには協議会の設立が迫られるという変化に向き合いつつも、多面的な活動を展開して成果をあげている事例も確認される。そのひとつが、本稿が取り上げる緑地域活動協議会（鶴見区）である。そこで、本稿ではこの協議会に焦点を当て、どのような経緯をたどって協議会が設立されたのか、なぜNPO法人という組織・運営形態を選択したのか、現在の活動をとおしてどのような地域像をめざしているのか、といった点を整理したい。

なお、本稿は「どうなっているのか」という「記述」に重点を置く内容であり、比較・考察を通じた「説明」に関しては、別稿で取り組むことにする。換言するならば、本稿は「他の事例に比較すると、なぜ緑地域活動協議会は広範にわたる活動が展開できているのか」という研究の問いを明らかにするうえでの予備的考察という位置づけである。ただ、地方自治の領域における大阪市を対象とした学術研究の大半が、現在はいわゆる「大阪都構想」という団体自治の議論に関心を寄せているなかで³、さまざまな問題状況が顕在化している大阪市の地域社会の動向を扱った本稿は、一定の意義を有していると考えられる。

それでは、緑地域活動協議会の検討に入る前に、まずはわが国の大都市で地域住民協議会づくりが進んでいる今日的動向を把握することからはじめよう。なお、本稿の記述は緑地域活動協議

² 地域力の概念とその実践に関しては、真山、今川、井口[2010]参照。

³ たとえば、北村[2013]207～246ページ、があげられる。

会の関係者へのヒアリング調査(2014年2月)、および各種情報・資料の分析に基づいている。

2 地域住民協議会とその形成

本稿が注目する地域住民協議会は上記のとおり、一般的には基礎自治体エリアよりは狭く、単位町内会の活動エリアよりは広い範囲に設置される。具体的には小学校区や中学校区に相当し、これらは歴史的にもわが国のコミュニティづくりの対象であった⁴。コミュニティの崩壊が叫ばれて久しいが、それでもこの範囲では依然として親睦活動や防犯活動が展開され、住民のあいだに多様なつながりがみられる。

このような範囲に設けられる地域住民協議会は、自治会・町内会に代表される地縁団体の関係者とともに、NPOやボランティア団体に代表される市民活動団体の関係者など、多彩なメンバーによる参加が想定されている。こうした協議会の機能・役割は、地域に関する事項への意思決定、地域が抱える課題の発見と解決のための政策提案、地域事情に即したサービスの供給や調整、地域活動の担い手の人材育成、地域コミュニティの活性化など多岐にわたる⁵。ただし、これらのうちのいずれに重点を置くかは、地域事情による。

わが国の大都市では現在、およそ小学校区ごとでこうした地域住民協議会の設立が進行しつつある⁶。指定都市市長会の調査によると⁷、現在20ある政令市のうち9市で小学校区・中学校区程度のエリアにおける協議会の存在が確認される。その特徴を整理したのが、**図表1**である。これらの大半がこの10年ほどのあいだに設立されたことがわかる。

国レベルでは、たとえば大都市制度の改革論議を重ねてきた第30次地方制度調査会が答申『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』のなかで、行政区単位での協議会形成について言及している⁸。ただ、政令市の現状をみると、行政区単位よりもむしろ小学校区単位での協議会形成が進んでいる状況を把握することができる。学術研究においても、小学校区での協議会設置とその運営をとおして住民自身が地域課題を討議し、施策を決定し、財源を調達し、事業を執行していくことで、政令市における住民自治の強化が図られるだろう、

⁴ わが国のコミュニティ政策の内容とその変遷に関しては、三浦[2014a]を参照されたい。

⁵ 地域住民協議会の運営に関しては、長野、杉崎[2011]380ページ参照。

⁶ もっとも、実はわが国ではすでに1970年代に、地域住民協議会による住民自治活動の萌芽が確認される。筆者が別稿で検討した例でいうと、東京都中野区は1970年代半ばから区内を15住区に区分し、各住区に住区協議会を設置する「地域センター及び住区協議会構想」を実践してきた(三浦[2014c])。この構想のなかで、15住区それぞれの住区協議会は当初、「施設の建設、環境の改善などの居住地域にかかわる問題を検討し、住区で一定の合意を形成して、区政担当者へ具体的な提案を行うこと」「居住地域にかかわる広聴・広報活動、社会教育活動、集会施設の利用などの実施計画を作成すること」のふたつが期待されていた。実際に30年近くわたる実践のなかで、ある住区協議会は積極的に住区内の施設運営に携わるなど、多岐にわたる活動がみられた。ただし、中野区行政当局の内部で住区協議会に対する位置づけがしだいに低下し、2002年に区長が交代したのちは住区協議会に対する支援のあり方の見直しも一気に加速して、2006年に構想自体が廃止にいたっている。

⁷ 指定都市市長会ホームページ「指定都市の住民自治の取組」を参照。2014年5月閲覧。
<http://www.siteitosi.jp/link/jichi.html>

⁸ ちなみに、海外の自治体においては、およそわが国の行政区レベルで公選の議員からなる地区協議会の存在が確認される。筆者が検討した例でいうと、たとえばイタリアのトリノ市では市内10地区それぞれに公選議員から構成される「地区住民評議会」を置き、地区レベルの問題について審議を重ねている。詳しくは、三浦[2014d]を参照されたい。

との指摘が看取される⁹。

図表1 政令市における地域住民協議会（行政区単位を除く）

自治体名	名称	導入	根拠規定	エリア	件数	主な構成団体
札幌市	まちづくり協議会	2004年4月	区ごとに異なる	中学校区	82協議会	町内会、PTA、学校、商店街、ボランティア団体、NPOなど
横浜市（泉区）	地区経営委員会	2009年4月	設置要綱	自治会、町内会エリア	12委員会	自治会・町内会、地区社協、PTA、商店会、NPOなど
相模原市	まちづくり会議	2010年4月	支援要綱	まちづくりセンターのエリア	22会議	自治会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会、公民館など
名古屋市	地域委員会	2010年1月（モデル実施）	設置要綱	小学校区、中学校区	7委員会	推薦委員（住民の信任投票を経る）、公募委員（住民の投票または信任投票を経る）
大阪市	地域活動協議会	2011年11月（当初はモデル実施）	なし	おおむね小学校区	323協議会	町内会など地縁団体、地域社協、ボランティア団体、NPO、公募住民など
堺市	校区まちづくり協議会	2012年4月	なし	小学校区	93協議会	自治会などの地縁団体、NPO、地元企業など
北九州市	まちづくり協議会	1994年4月	なし	小学校区	135協議会	自治会など地縁団体
福岡市	自治協議会	2004年4月	設置要綱	小学校区	145協議会	自治会・町内会など地縁団体
熊本市	校区自治協議会	2004年7月	設置要綱	小学校区	92校区と1地区	自治会など地縁団体

※ 各自治体のホームページを参照して筆者が作成した。

3 大阪市の地域活動協議会と本稿の視点

3.1 地域活動協議会とは

本稿が扱う大阪市の地域活動協議会とは、「校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた運営組織と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織¹⁰」に相当する。小学校区程度のエリアで地域振興会をはじめとする地縁団体とともに、さまざまな市民活動団体も参加する協議会を立ち上げ、双方の水平的な連携関係の促進を意図していることがわかる。実際に、大阪市の説明資料でも、多様な団体同士の連携の場としての地域活動協議会を活かした自律的な地域

⁹ 澤井[2013]15ページ参照。

¹⁰ 大阪市ホームページ「地域活動協議会の形成に向けた支援」より。2014年5月現在。
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000190407.html>

運営の実現、という点に協議会形成の意義が求められている¹¹。

そもそも地域活動協議会の大枠は、平松邦夫・前大阪市長の時代に構想されたものである。平松市政で『(仮称)新しい大阪市をつくる市政改革基本方針Ver. 1.0 (素案)』(2010年10月)が公表され、「市民による地域運営の仕組みづくりへの支援」のための新たな事業として素案が示された経緯がある。その後、2011年12月に橋下徹氏が大阪市長に就任し、平松市政における市政改革基本方針を修正する『市政改革プラン—新しい住民自治の実現に向けて—』(2012年7月)を策定しつつ、地域活動協議会の構想自体を継承した。

大阪市の説明資料によると、地域活動協議会が本格的な活動をはじめるところまでは、大きく4つのステップを踏むことが想定されている¹²。すなわち、「地域活動協議会についての勉強会の開催」(第1段階)、「地域活動協議会の設立に向けた協議の場の設置」(第2段階)、「地域活動協議会の設立および活動」(第3段階)、「市の補助金等を受けるための区長認定」(第4段階)、である¹³。

ちなみに、地域活動協議会の設立から活動にいたるまでの一連の過程において、区役所やまちづくりセンター支部(24行政区ごとに置かれる協議会形成・運営の支援団体)、さらには中間支援組織(大阪市から委託を受けた銀行、コンサルタント、社会福祉協議会など)がさまざまな支援を施す。その内容は、協議会の立ち上げサポート、地域内の状況把握、個々の団体間の連携促進、地域情報の蓄積と発信、協議会委員を対象とした講習会の開催など多岐にわたる。実際に、設立された地域活動協議会のなかには、こうした支援を受けてホームページの立ち上げや広報誌の発行を進めているところもある。

3.2 現在の状況

このようなステップを経て設立された地域活動協議会は、はたしていかなる現況にあるのか。すでに大阪市では2011年から、市岡(港区)、大江(天王寺区)、聖和(同)、五条(同)、今里(東成区)、深江(同)、榎本(鶴見区)の7地域をモデルに位置づけ、先行して協議会運営を試

¹¹ 大阪市[2012b]4ページ参照。

¹² 大阪市[2012b]7～8ページ参照。

¹³ 各段階の内容に関しては、以下のとおりである。まず第1段階は、各区役所の担当職員が地縁団体の定例会合の席に出向き、地域活動協議会についての勉強会をもつことから始まる。その際、地域活動協議会の内容や期待される効果、設立までのながれや区役所としての支援体制などをひととおり説明し、参加者と意見交換を行なう。もちろん、1回きりの勉強会では地域内で広く構想が伝わらないことが予想される。そのため、まずは連合振興町会や地域社会福祉協議会の役員などを対象に少人数の勉強会を開き、続いて町会長や各種団体の役員を対象とする勉強会をもつなど、徐々に参加者の幅を広げていく。続く第2段階では、勉強会の参加者を中心に設立準備委員会を立ち上げて定例会合を開き、地域活動協議会の構成団体や役員の検討、規約案の作成、事業計画案・予算案の作成などに取り組むことになる。その際、参加者でワークショップを開いて地域活動協議会への認識を深めるとともに、参加者同士で情報の共有を進め、また地域が抱える課題を共有していく。また、設立準備委員会における協議の進捗状況は、広報誌などを通じて広く発信する姿勢がのぞまれる。検討に要する時間は地域ごとに様ではないが、半年から1年程度が想定される。このような準備期間を経て、第3段階として地域活動協議会が設立され、事業計画に定められた活動を年度ごとに展開していくことになる。なお、協議会が設立されたのち、同時に市の補助金を受けるためには、第4段階として区長からの認定を受ける必要がある。認定要件は24区ごとに多少のちがいはあるが、役員選出における民主性や意思決定・会計処理における透明性といった点が共通して求められている。

みてきている。筆者の調査などによると、これらモデル地域も含め、2014年3月末時点では、合計323地域で地域活動協議会が発足している¹⁴。これを時系列的に整理してみると、**図表2**にあるように、先行するモデル地域や一部の地域を除き、大半が2013年の2月から3月にかけて設立されたことがわかる。

すでに別稿でも指摘したが¹⁵、この時期に地域活動協議会の設立が一気に進んだ背景には、大阪市行政当局の協議会づくりに関する路線転換があった。上述のとおり、地域活動協議会の構想自体は平松市政からはじまった。その後、橋下市政に移行して市政改革にかかる諸前提が見直されたものの、地域活動協議会の設立それ自体は引き継がれ、準備・検討が進んだ。ここで留意を要するのは、一連の過程では協議会の設立に関する時間的制約が大幅に修正された点である。

平松市政では、地域活動協議会はあくまでも地域ごとのニーズに応じ、地域の側から自主的・主体的に立ち上げるものであり、区役所としては設立に向けた支援を行なうという内容であった。ところが、橋下市政では、大阪市内全域での地域活動協議会づくりを進めることとし、その期限を原則2012年度中と設定したのである。結果として、きわめて短期間のうちに協議会の設立が進んだ¹⁶。通常、協議会づくりを進めるにあたっては、地域で何度も説明会を繰り返し、地域の理解を得ていくことになる。地域事情にもよるが、きわめて短期間のうちに協議会設立が達成されるのは稀有な例ととらえて差支えない。

大阪市の場合には、事業ごとに地縁団体や市民活動団体に交付してきた従来の補助金の一括化を推し進め¹⁷、これを誘導手段に用いて協議会設立を促していった。具体的には、大阪市行政当局は2012年11月に突如、各地域で一括補助金の受け皿としての地域活動協議会を設立しなければ、2013年度からは市の補助金を受けられないかたちへと修正したのである。そのため、地域の側からすると、たとえば盆踊りに代表される催事を従来どおりに市の補助金を用いて開催するならば、地域活動協議会を設立せざるをえなくなった。さらにいうと、たとえ地域活動協議会を設立して

¹⁴ 行政区別にみても、すでに区内全域で地域活動協議会が設立されたのは、都島区（9協議会）、福島区（10協議会）、淀川区（18協議会）、東淀川区（17協議会）、此花区（10協議会）、港区（11協議会）、大正区（10協議会）、西淀川区（14協議会）、中央区（20協議会）、西区（14協議会）、天王寺区（9協議会）、浪速区（10協議会）、東成区（11協議会）、生野区（19協議会）、旭区（10協議会）、城東区（16協議会）、鶴見区（12協議会）、住之江区（14協議会）、住吉区（12協議会）、東住吉区（14協議会）、平野区（22協議会）、西成区（16協議会）の22区である。また、残りの北区（19協議会のうち残り3）、阿倍野区（10協議会のうち残り1）でもすでに大半の地域で協議会の設立が達成されている。なお、協議会の全体的な傾向に関しては、大阪自治体問題研究所によるアンケート調査の結果（大阪自治体問題研究所[2014]6～9ページ）が参考になる。

¹⁵ 三浦[2014b]25～29ページ参照。

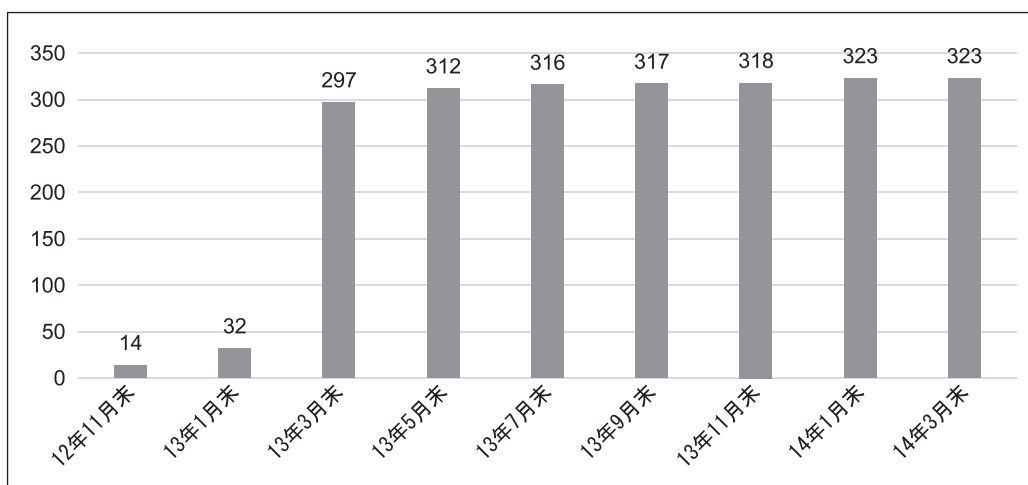
¹⁶ 実際に、ある行政区の地域活動協議会の設立過程は、以下のとおりであった。この区では他の23区と同様にまちづくりセンター支部が2012年10月に発足し、11月から実際に協議会の立ち上げ支援を進めてきた。この地域活動協議会ではまず、地域社会福祉協議会の構成団体代表者を対象とした学習会を2013年1月に2回ほど開催し、そののちの2月に集中して形成準備会を3回開催した。そのうえで、3月上旬には早くも地域活動協議会の設立総会を開催している。学習会の開催からわずか2カ月足らずでの発足であり、大半の地域ではこのようにきわめて短期間に協議会が設立された。先行して設立された7つのモデル地域の多くが1年ほどの準備期間を経ていることにかんがみると、あまりに短期間に協議会の設立が進んだことがわかる。

¹⁷ ここでいう一括補助金とは、「一括交付金」などと呼ばれる場合もあるが、その内容は「一定の配分基準によって地域自治組織へ交付される財政支援制度で、定められた事業目的に応じて補助される財政支援とは異なり、交付金の使途が限定されていないもの」（財団法人地域活性化センター[2011]52ページ）に相当する。なお、大阪府行政当局によると、この変化で地域活動協議会が補助金の使途を柔軟に決定できるようになり、地域事情に応じた配分が可能になるといふ。どの事業の補助金を一括補助金に組み込むかは、24行政区ごとの判断にゆだねられる。

も活動費の補助率が100パーセント継続されるのは2013年度までで、2014年度以降は補助率が50パーセントに引き下げられることになっている¹⁸。背景には、大阪市が抱える財政状況の悪化ゆえに、こうした補助金のあり方も市政改革の対象となったという事情がある。

整理すると、大阪市行政当局として市政改革の一環で歳出削減を進めざるをえない状況下で、従来の個別補助金を一括化し、新たに一括補助金を受給したいのであれば地域活動協議会を立ち上げなければならない状況を作り、地域の側はこれまでどおり盆踊りなどの活動を継続したいがゆえに、早急に地域活動協議会を立ち上げたのだった。橋下市政で全市的に地域活動協議会の設立が一気に進んだ背景には、このような一括補助金を用いた誘導があったといえる。

図表 2 地域活動協議会の設立の推移



※ 大阪府市市政改革特別委員会（2013年7月26日）での配布資料、および筆者の独自調査に基づいて作成した。

3.3 本稿の視点

大阪市行政当局による誘導の結果、大阪市内の大半の地域社会の現場では今日、試行錯誤が繰り返されている。詳しくは別稿に譲るが¹⁹、大阪市行政当局の事情で協議会づくりを推し進め、住民の側はそのうごきに対応できていない状況がしばしば観察される。地域の側の理解が深まっていない状態で早急に協議会づくりを進めた帰結といえよう。

もっとも、そのようななかでも「行政当局がどのようにうごいたとしても、地域活動を担うのはわれわれ住民なのだから、地域活動協議会の設立が求められたとしても、その枠組みのなかでどうすれば地域をよりよく変えていくことができるかを検討しようではないか」という前向きな姿勢を堅持し、協議会活動を展開している事例がある。そのひとつが、鶴見区の緑地域活動協議

¹⁸ ただし、2014年度に限っては事業費の25パーセントを「みなし人件費」として加算し、実質的に75パーセントの補助が受けられるという（柏原[2014] 3 ページ参照）。

¹⁹ 三浦[2014b]28～29ページ参照。

会である。この協議会は現在までにNPO法人格を取得し、幅広い領域にわたる活動を実践して成果をあげている。

そこで、以下では大きく3つの視点から、緑地域活動協議会の活動実態をみていきたい。第一には、どのような経緯を経て協議会の設立にいたったのか、という視点である。この地域ではすでに何らかの活動基盤が存在したなかで協議会設立が進んだのか。また、設立にいたる過程での大阪市行政当局との関係はどのようなものであったのか。

第二には、協議会の組織・運営形態として、いかなる事情でNPO法人という選択をしたのか、という視点である。地域活動協議会の将来的なNPO法人化を視野に入れている大阪市行政当局のはたらきかけを受けた結果なのか²⁰。それとも、協議会の側から内発的にNPO法人化の話が持ち上がり、法人格の取得にいたったのか。あわせて、法人格の取得は協議会運営にとっていかなる意味をもつのか。

第三には、現在は具体的にどのような活動実態にあり、将来的にはどのような地域像を描いているのか、という視点である。緑地域活動協議会はいかなる領域でどのような活動をどれほどの頻度で展開し、それが地域にどのような波及効果をもたらしているのか。あわせて、少子高齢化がいつそう深刻化し、かつ大阪市行政当局による支援が縮減するなかで、中・長期的には協議会としてどのような地域形成をめざしているのか。

なお、本稿が大阪市内に323ある地域活動協議会のなかで緑地域活動協議会に焦点を当てるのは、以下のふたつの理由による。第一には、大阪市が先行して2011年に設定した7つのモデル地域に該当しないなかで、この協議会は幅広い活動を展開し、成果をあげているという理由である。第二には、大阪市行政当局としては地域活動協議会を将来的にNPO法人へと移行させ、自立した運営を促すことを視野に入れているが、先行してNPO法人となったこの協議会のあり様は地域活動協議会の将来を考えるうえで含意の獲得が期待できるという理由である。

4 緑地域と地域活動協議会の設立

4.1 緑地域と地域活動の変遷

緑地域が位置する鶴見区は大阪市の東部に位置し、2014年4月1日時点で人口が111,871人、世帯数が46,637世帯、面積が8.16km²である（いずれも推計）。この鶴見区は1974年7月に、当時の行政区再編で城東区から分区して誕生した歴史をもつ。1990年4月には、大阪市政100周年という位置づけで「国際花と緑の博覧会」（花の万博）が開催され、区内の鶴見緑地が会場となった。このときの会場跡地は現在も都市公園（花博記念公園鶴見緑地）として残されており、鶴見区のシンボルである。鶴見区民はもちろん、大阪市民や大阪府民にとってもこの公園は憩いの場

²⁰ 大阪市行政当局は現在、社会的信用の向上などの理由から法人格の取得を各協議会に促している（大阪市ホームページ「地域活動協議会の形成に向けた支援」より。2014年5月現在。<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000190407.html>）。

となっている。誕生から40年が経過した鶴見区では、現在までに農地の宅地化も進行し、マンションを中心に数多くの住宅が建設されて新旧住民が混住している状況にある。区内には地下鉄長堀鶴見緑地線やJR学研都市線の駅もあり、人口はこれまで増加の一途をたどってきた。

このような鶴見区のなかで、緑地域は北西部に位置するエリアで、人口が6,222人、世帯数が2,532世帯となっている(2010年国勢調査)。このエリアは鶴見区みどり小学校区とほぼ一致し、ふたつの大きな国道(163号線、479号線)に接している。また、上記の花博記念公園鶴見緑地にも接し、徒歩圏内に地下鉄駅(今里筋線新森古市駅)も位置するなど、住環境に恵まれた地域といえる。地域内には戸建て住宅が多いが、集合住宅も確認される。地域特性としては、公共交通機関を利用すれば比較的短時間で大阪市内の中心部に移動可能という地理的条件ゆえに、近年では勤労世代・子育て世代の転入が進んでいる点を指摘することができる。それゆえに、大阪市内ではトップクラスの出生率であり²¹、この緑地域が鶴見区の出生率の高さを押し上げているという。こうした事情もあって、2000年以降の緑地域の人口は、**図表3**のとおり増加傾向にある。

このような緑地域では元来、町会を基盤とする各種の地縁団体の活動が盛んであって²²、住民同士が相互に連携・協働関係を構築し、広範な地域活動を展開してきた経緯がある。活動拠点は「緑ふれあいの家」であり、ここで長年にわたり高齢者を対象とした食事サービス(緑ふれあいの家での食事提供、歩行困難な高齢者には宅配)、子ども・地域の見守り隊や青色防犯パトロール隊による各種の防犯活動、乳幼児を抱える親向けの子育てサロンといった活動を展開し、広く緑地域の住民福祉の向上につとめてきた。

このような緑地域の町会が中心となり、2011年4月から5月にかけては地域内に住む住民を対象に、「趣味・技術・技能等調査」および「ネットワーク高齢者調査」を実施している。その目的は、緑地域における親睦活動の活性化、学校内外の活動や子育て支援の強化、地域内の各種ネットワークの促進にあった²³。これらの調査実施をひとつのきっかけにして、たとえば囲碁・将棋を楽しむ高齢者が囲碁部に所属する小学生と交流の機会を持つなどの成果が生まれたという²⁴。このような一連の取り組みからは、現状を丹念に把握したうえで緑地域の生活環境改善をめざしてきた経緯を把握することができよう。

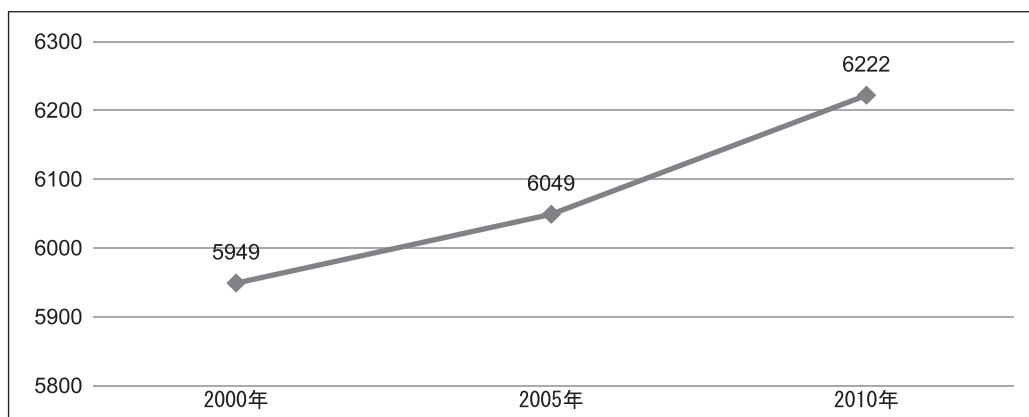
²¹ 緑地域活動協議会[2012]1ページ参照。

²² 緑地域には緑1北町会、緑1中町会、緑1南町会、緑2町会、緑3町会、緑3東町会、緑3西町会、緑4町会の合計8町会があり、これらが緑連合町会を構成している。

²³ 「趣味・技術・技能等調査」に関しては、退職者を主たる調査対象とし、所有している資格や免許、これからの生活で行なってみたいこと、退職までの経歴などについて照会した。また、「ネットワーク高齢者調査」に関しては、70歳以上の高齢者が調査対象であり、現在の生活状況、日常生活における心身の状況、福祉サービスの利用状況などを確認した。いずれの調査も各町会の会長と女性部長が中心となって配布・回収につとめた。

²⁴ (特活) 緑・ふれあいの家の関係者へのヒアリング調査による(2014年2月13日、於・緑ふれあいの家)。その他にも、この調査の結果、お手玉やこま回しといった昔の遊び、童話の読み聞かせ、囲炉裏での餅焼きなどを得意とする高齢者の存在が明らかとなり、彼らが後述する「児童いきいき放課後事業」に積極的に携わっている。

図表3 緑地域の人口の推移



※ 国勢調査の数値を参照して筆者が作成した。

4.2 緑地域活動協議会の設立

こうした活動の一方で、近年の緑地域では課題も顕在化し始めてきているのも事実である。具体的には、高齢者の増加に伴う生活支援、あるいは出生率の高さゆえの子育て支援や子どもの見守りなどがあげられる。また、地域活動を支える町会に関していうと、人口流動が激しいゆえに、加入者の減少が進行しつつある。そこで、2010年8月には緑地域で「地域問題検討会」を設置し、将来にわたって持続可能な地域づくりを推し進めていくためにはどのような取り組みが必要かについて議論してきた。この検討会に参加していたのは町会をはじめとする地縁団体の関係者であり、およそ1年にわたって協議を重ねた。

その後、大阪府行政当局の内部でも地域活動協議会の外郭が提示され、また7つのモデル地区に関する動向をふまえ、緑地域では2011年8月に「地域活動協議会設立準備委員会」を立ち上げている。この設立準備委員会は約1年にわたり、年間事業計画の策定、各種団体との関係の整理、NPO法人への移行に関する協議などを進めてきた。同時に、地域活動協議会の構想を地域全体で共有できるように、単位町会をとおして認識の共有につとめた²⁵。こうした経過ののちに協議会設立の決定を行ない、2012年8月に緑地域活動協議会を設立した。

ここで注目したいのは、緑地域活動協議会の設立過程ですでにNPO法人への移行が前提となっていた点である。背景には、任意団体としての活動経過をふまえると、緑地域のさらなる発展には地域社会を支える安定かつ透明な組織体制を整え、活動の継続性を担保する枠組みが必要である、との認識があった。その先では、認定NPOとして税制優遇措置を受けることも展望していた。結果として、協議会設立から3カ月後の2012年12月に「NPO法人 緑・ふれあいの家」がスター

²⁵ それでもなお、会議では一部の参加者から「大阪府行政当局による地域活動協議会の構想は、何なのかがよくわからない」との声が上がった事実もある（(特活) 緑・ふれあいの家の関係者へのヒアリング調査による（2014年2月13日、於・緑ふれあいの家））。

トし、2013年4月には第1回総会も開催している²⁶。

ちなみに、緑地域活動協議会が設立されるまでの過程では、鶴見区まちづくりセンター支部からの支援は受けていない。というのも、鶴見区でまちづくりセンター支部が活動を開始したのは、他の行政区と同様に2012年10月であったからである。他方で、鶴見区役所の担当職員からは他地域の動向などの情報提供を受けていたという。

5 緑地域活動協議会とその実践

5.1 緑地域活動協議会の概要

現在の緑地域活動協議会の概要は、**図表4**のとおりである。会員の中心は単位町会であるが、賛助会員として寺院、教習所、警備会社なども参加している。現在はNPO法人の設立当初という事情もあり、特例的に会費徴収は行わずに会員から寄付を募っている。たとえば町会からは寄付のかたちで、総額150万円ほどの収入を確保している²⁷。この点に関していうと、今後は自主事業を幅広く展開することで収入予算に占める寄付の割合も少なくし、その先では町会費の金額自体も少なくしていくことをめざしている。

さて、緑地域活動協議会は経理などの事務を担当する「管理部門」、組織運営全体を担当する「総務部門」、事業全般を担当する「事業部門」、会計監査を担当する「監査部門」の4部門から構成される。このような緑地域活動協議会の各部門や各事業を統括するのが、理事長を中心にNPO法人の理事らで構成される運営委員会である。

4部門のうち、総務部門には広報委員会が置かれ、広報紙の編集・配布、ホームページ情報の編集・更新、SNSの運営などを担っている。また、事業部門には有償事業を担う第一事業部、無償事業を担う第二事業部が置かれている。

このうち、事業部門に関していうと、第一事業部は、毎月第2日曜日を基本に開催する「緑ふれあい市事業」、緑地域活動協議会の活動がスタートする以前からの取り組みであり、毎週木曜日に行なわれる「食事サービス事業」、2013年度に大阪市から新たに受託した「児童いきいき放課後事業」の3つを担当している。他方、第二事業部では、地域福祉や文化教育をテーマに活動する「地域福祉文化部会」、体育を通じた青少年の健全育成をテーマに活動する「体育・青少年育成部会」、安心安全や環境緑化をテーマに活動する「地域防犯・環境・美化部会」、日曜日を除く毎日に通学路を含む地域全体を見回る「青色防犯パトロール事業」の4つを展開している。

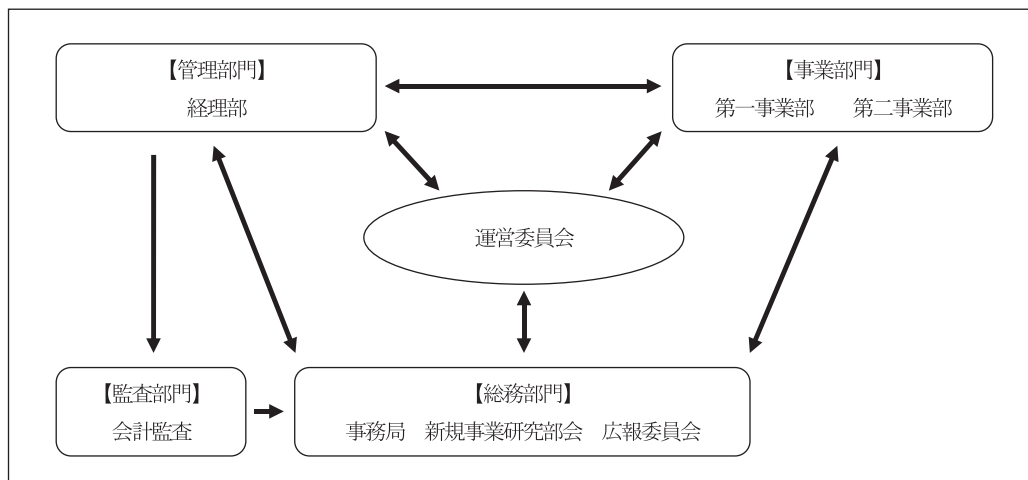
なお、2014年度の事業計画および事業収支は、**図表5**のとおりである。予算規模はおよそ4600

²⁶ なお、緑地域では協議会名よりも「NPO法人 緑・ふれあいの家」という名称を用いて、日ごろの地域活動を展開している。ただ、本稿は大阪市の地域活動協議会に焦点を当てているため、本文中では引き続き「緑地域活動協議会」という名称を用いていくことにしたい。ちなみに、大阪市の地域活動協議会のなかで緑地域活動協議会のほかにNPO法人格を取得したのは、管見の限り2014年5月時点で榎本地域活動協議会(鶴見区)、山之内スマイル協議会(住吉区)のふたつである。

²⁷ 各町会から1世帯100円という計算で緑地域の8町会から寄付を募っている。

万円であり、後述する「児童いきいき放課後事業」が多くの割合を占めている。

図表4 緑地域活動協議会の概要



※ NPO法人緑・ふれあいの家[2013] 1 ページ、を参照して筆者が作成した。

図表5 2014年度の緑地域活動協議会の事業計画と事業収支

事業計画	コンセプト	事業収入	事業支出
高齢者食事サービス	福祉事業「栄養面と健康管理」豊かな食生活づくり	883,200円	611,616円
同宅配サービス		38,400円	
青色防犯パトロール	安心安全の街づくり		245,110円
日曜ふれあい喫茶	福祉事業「見守り・地域交流」	512,400円	355,200円
いきいき教室	地域支援・寺子屋交流	33,205,832円	32,805,832円
緑いどばたクラブ	地域コミュニティ活動支援	291,500円	196,671円
緑のふれあい市	安心食材を通じて地域活性化	1,107,727円	937,438円
新規事業開発研究	学童他新規事業研究・開発		80,000円
緑・桜まつり	地域コミュニティ促進・担い手の確保	475,330円	315,000円
緑納涼盆踊り大会	地域活性化とコミュニティの向上	1,943,000円	1,943,000円
NPO部会活動助成金	各団体の活動助成金	240,000円	2,850,000円
大阪市助成		3,100,000円	
連合町会寄付金		1,500,000円	
新年互礼会	地域コミュニティの促進	612,000円	694,650円
成人を祝う会	地域コミュニティの促進	46,000円	46,000円
子育てサロン	子育て世代の支援		72,000円
敬老会	高齢者福祉事業	440,000円	406,620円
部会活動費	各部会の活動助成金		210,000円

地域たすけあいネット	緑ふれあいの家諸経費		876,027円
いきいき事業人件費	予備・人件費		480,000円
有償ボランティア			1,200,000円
繰越金	前期事業繰越金、次期事業繰越金	1,935,519円	2,005,744円
合計		46,330,908円	46,330,908円

※ 緑地域活動協議会の提供資料に基づいて筆者が作成した。

5.2 緑地域活動協議会の活動展開

上記の事業計画のとおり、現在の緑地域活動協議会は多面的な活動を展開している。ここでは紙幅の都合から、3つの主要な活動を取り上げ、その概要を把握しておきたい。第一は地域の親睦活動であり、協議会の発足後にはじまった「緑のふれあい市」「緑いどばたクラブ」に相当する。このうち、前者は毎月1回、第2日曜日を基本とし、緑ふれあいの家で開催する農産品の産地直送市である。和歌山県紀ノ川農協や徳島県麻植郡農協から規格外の野菜や果物を安値で仕入れ、販売することをつうじて緑地域における住民同士の交流を促している。仕入れ先は協議会関係者の伝手によって開拓し、当日には緑地域内に位置する鶴見商業高校の生徒の協力を得ながら販売して、収益は青色防犯パトロールなどの活動に役立てている²⁸。後者は偶数月に1回、第2土曜日を基本とし、緑ふれあいの家で開催している住民同士の親睦会である。協議会関係者や地域住民はもちろん、学校教員や区役所職員も参加し、緑地域の動向を報告したのちには食事を交えながら緑地域のあり方を語り合う機会となっている。

第二は、地域福祉活動であり、具体的には「高齢者食事サービス」「高齢者食事宅配サービス」にあたる。これらは緑地域活動協議会が設立される以前から手がけていた取り組みであり、もともとは女性会が中心となって担当していた。その後、協議会の設立に伴って協議会がサービス運営を担当するようになり、以前から関わっていた女性会のメンバーも継続して携わっている状況にある。現在は毎週木曜日に緑ふれあいの家において、緑地域に居住する30名ほどの高齢者が参加する食事会を開催している²⁹。毎週の食事会では、1食あたり400円で高齢者の健康を配慮したメニューを提供し、好評を得ている³⁰。他方で、体調などの事情から会場に通うのが困難な高齢者に対しては別途宅配サービスも行なっており、こちらの利用者は1回あたり20名ほどである。現在は住民有志がこれらの活動は無償で担っているが、今後はスタッフの有償ボランティア化など一定程度の賃金が支払われるしくみづくりを展望している。

²⁸ もっとも、ふれあい市は天候次第で来客数が大きく変わるため、担当者によると仕入れ量の調整は決して容易ではないという(第3回つるばた会議(鶴見区役所が主催する地域活動協議会のあり方を考える会議)での担当者の発言による(2014年3月7日、於・鶴見区役所))。

²⁹ 以前は毎月1回開催し、参加者は120名ほどであった。そのため、もうひとつの活動拠点である「緑福祉会館」(老人憩いの家)で開催していた。その後、地域活動協議会がサービスを担当するかたちに移行し、回数も毎週に増えたため利用者が分散し、協議会の主たる活動拠点である緑ふれあいの家において開催できるようになった。

³⁰ 以前は鶴見区から「ふれあい型食事サービス事業」にかかる補助があり、1食150円で提供できていた。しかし、2013年度から地域活動に関わる補助金の一括補助金化にもなると補助がなくなり、価格を値上げせざるを得なくなった。

第三は、受託事業の運営であり、「児童いきいき放課後事業」があげられる³¹。緑地域活動協議会は「地域と学校はより緊密に連携し、児童を育てていく必要がある」との考えのもと、事業公募に応募した結果、2013年度から2カ年にわたり鶴見小学校、みどり小学校、焼野小学校における事業の運営・管理団体となった³²。現在は月曜日から金曜日は授業終了後から午後6時まで、土曜日は午前8時半から午後6時まで、昔の遊び教室をはじめとする豊富なメニューを用意して運営している。事業収入の予算額も2014年度で3300万円にのぼり、NPO法人としての主要事業のひとつとなっている。この点に関していうと、事業受託には法人格が求められるため、任意団体のままでは公募に応じることができない。上述のとおり、緑地域活動協議会は自主事業の展開を当初からめざしており、このような動向に地域活動協議会としてNPO法人格を取得する意義の一端を垣間見ることができる。

なお、一連の活動においては、まちづくり支援に取り組む地域外のNPOとの連携も看取される。具体的には中間支援組織としてのプロボノチームの活用があげられる³³。上記のとおり、大阪市内には協議会活動を支援するねらいから中間支援組織が配置されている。緑地域活動協議会が位置する鶴見区の中間支援組織に関しては、プロボノチームによる事業提案というかたちで活動支援を進めている。緑地域活動協議会も鶴見区のまちづくりセンター支部からの紹介を通じ、プロボノチームを活用した経緯がある。一連の取り組みでは、あらかじめ半年間の活動と期限を定め、緑地域の側の課題とニーズを明確に伝え、直接向き合いながら協議を進めた。緑地域が提示した課題は「地域における子育て支援のしくみづくり」であった。活動開始後には、プロボノチームのメンバーは協議会関係者とワークショップを行なって認識の共有を図り、ヒアリングを繰り返していった。最終的には半年のうちに提案書を取りまとめ、その内容は協議会関係者によると「綿密な調査に基づく具体的な内容で、緑地域の課題解決にとって示唆に富んだもの」であったという³⁴。

5.3 考察と課題

大阪市内の地域活動協議会の多くが試行錯誤を繰り返しているなかで、ここまでみてきたように緑地域活動協議会は多岐にわたる活動を展開して成果を上げている。上述した内容以外にも、

³¹ この事業は大阪府が1992年から独自にはじめたもので、学期中の放課後や夏休み・冬休みなどに小学校の空き教室などを利用して児童の健全育成を図る内容である。平日は午後6時までこの事業を利用できるため、実質的には児童や保護者にとっての学童保育の機能も果たしている。この事業は長年、一般財団法人大阪市教育振興公社が受託・運営してきたが、現在では大阪市内全298小学校のうち33校で民間会社や社会福祉協議会が受託・運営するかたちとなっている。

³² 事業への応募にあたり、鶴見地域と焼野地域の住民から「地域と学校の連携を深めたいものの地域活動協議会として法人格を取得していないため、事業公募に応じることができない。そのため、NPO法人格を取得してみどり小学校での事業の受託をめざしている緑地域活動協議会として鶴見小学校と焼野小学校での事業も受託し、鶴見地域と焼野地域の住民も巻き込むかたちの事業展開ができないだろうか」との申し出があり、これを受け入れたために3小学校の担当となっている。

³³ プロボノとは、「社会的・公共的な目的のために、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供するボランティア活動」（嵯峨[2011]24ページ）を意味する。まちづくり活動の支援においても見受けられるようになってきた新しいボランティア活動のかたちといえる。

³⁴ （特活）緑・ふれあいの家の関係者へのヒアリング調査による（2014年2月13日、於・緑ふれあいの家）。

たとえば協議会設立を契機にして、2012年10月には緑地域の運動会(緑・大運動会)を17年ぶりに開催するという新たなうごきもみられた。その際、緑地域の住民に開かれた協議会づくりを進めるという緑地域活動協議会の方針に則り、町会未加入者に対しても積極的に参加を促したという。久方ぶりの運動会には、若者から高齢者まで世代を超えた地域住民がのべ1200人ほど参加し、なかでもみどり小学校の児童はおよそ8割にあたる260名ほどが参加した。この運動会は緑地域の住民にとって、同じ地域に住む者同士で交流できるひとつの機会になったといえる。

以上の動向をふまえると、緑地域活動協議会の活動実践からは大きく3つの示唆が得られるように思われる。第一には、協議会設立以前からの地域活動の蓄積が協議会活動のあり方を左右する、という点である。上記のとおり、緑地域では地域活動協議会の活動がはじまる前段階から、食事サービスや各種の防犯活動などを住民主導で展開してきた経緯がある。現在の緑地域活動協議会は、こうした長年にわたる活動実践の延長線上に位置しているのである。そのため、協議会設立によっておのずと地域活動が活発になるとは想定しがたく、むしろ協議会設立以前の活動の積み重ねが重要となってくる点には留意を要しよう。このことに関しては、今後協議会活動が停滞している事例と差異比較を行なううえで、検証すべきポイントであるように思われる。

第二には、活動の持続性向上には自主財源の確保が求められる、という点である。すでに確認したとおり、緑地域活動協議会の設立過程では自主財源確保を視野に入れ、NPO法人格の取得を推し進めてきた。実際にNPO法人格を取得した現在、大阪市の「児童いきいき放課後事業」の運営も受託している。わが国の自治体の大半では引き続き補助金が縮減し、地域の側には自主財源の確保がいつそう求められるようになるものと推察される。こうした状況では、協議会としていかに財政面で自立していくかが問われることになる。その点で緑地域活動協議会の姿勢は示唆的であろう。実際に、協議会関係者も「現在は大阪市行政当局から協議会活動の補助金を受けているが、将来的には収入予算に占める自主財源の割合を大きくし、補助金をゼロにしたい」と言及していた³⁵。ただ、たとえば極端に高齢化が進行している地域に対して自主財源の確保を要請するのは非現実的であり、大阪市行政当局には地域事情に即した対応をいかに進めるかの判断が一方では求められる。

第三には、必要に応じた外部主体との連携が地域住民協議会にとって有効となる場合もある、という点である。すでに確認したとおり、大阪市行政当局が示した地域活動協議会のモデルでは、

³⁵ 先に従来の補助金の一括化について触れたが、鶴見区では従来の8補助金(ふれあい型食事サービス事業補助金、地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業補助金、青少年指導員活動補助金、児童遊園活動費補助金、児童遊園整備費補助金、地域振興事業補助金、地域福祉活動補助金、青色防犯パトロール活動補助金)を一括補助金の枠組みに組み込んでいる。こうした一括補助金に関しては、緑地域活動協議会の関係者によると、問題は金額ではなく用途の制限や支出に伴う書類づくりの煩雑さにあるという。そこで、緑地域活動協議会はさらなる自主財源の確保を進め、収入予算に占める大阪市行政当局からの補助金をゼロにして財政面で大阪市行政当局に依存しない協議会形成をめざしていく予定である。そもそも、大阪市行政当局からの補助金をまったく受けず、自主財源のみで協議会活動を維持できるとなれば、地域活動協議会であり続ける必然性はなくなる。大阪市内の大半の地域は、補助金が受けられなくなるとの理由で地域活動協議会づくりを進めたなかで、緑地域活動協議会がこのような段階に達すれば、大阪市の制度設計に対しても何らかの影響を与えるものと推察される。ただし、この点に関しては議論の余地もあるので、今後も引き続き推移をみていきたい。

地縁団体関係者に加え、市民活動団体関係者が協議会の枠組みに参加し活動することが想定されていた。このことについては、緑地域活動協議会では特定のエリアにとらわれなくて活動しているプロボノチームとの連携のかたちが看取された。一連の過程では連携が必要な活動領域を見定め、期限を設定して相手先に求める役割を明確にすることで成果を上げていた。緑地域活動協議会の関係者も「恒常的に連携するよりも、解決が求められる課題が明かになった段階で課題解決のためにあらかじめ期限を定めて連携するほうが、地域にとってのメリットは大きい」と言及していた。

もともと、緑地域活動協議会の現在の活動のなかで、まったく課題がないわけではない。それは、相対的に若者世代の地域活動への参加が依然として多くない点である。確かに、なかには緑地域の運動会への参加を契機に、地域活動に携わるようになった30歳代から40歳代の住民もあらわれはじめている。ただ、そうした新しい変化ははじまったばかりであり、継続して若者世代の地域活動参加の促進を進めるしかけづくりが求められている。そこで、緑地域活動協議会では上記のとおり協議会内に広報部会を設け、SNSといったインターネットツールを活用して若者世代への情報発信を進めている状況にある。

6 まとめにかえて

本稿ではここまで、大都市の地域住民協議会について概観し、大阪市の地域活動協議会をめぐる推移を把握したうえで、緑地域活動協議会に焦点を当ててその実態をみてきた。本稿のまとめにかえて、最後に先に提示した3つの視点に照らし合わせて、緑地域活動協議会の今日の状況をあらためて整理しておきたい。

鶴見区緑地域では、これまで町会を中心とした地縁団体による長年の地域活動の蓄積があった。また、独自に地域課題について協議する場を設定し、かつ地域特性の把握にもつとめてきた。こうしたながれのなかで、大阪市行政当局の動向もふまえて地域活動協議会の設立を進めてきた経緯がある。その際、自主事業の展開による自主財源の確保、安定かつ透明な組織体制の構築、活動の継続性の向上といった理由から、協議会のあり方を検討する段階ですでに住民が率先してNPO法人化をめざしてきた。こうした一連の動向においては、大阪市行政当局からの求めに応じて協議会設立やNPO法人化を進めたわけではないという推移もみられた。

実際に、緑地域活動協議会は発足してまもなくNPO法人となり、「児童いきいき放課後事業」といった大阪市の事業を受託して自主財源を確保している。NPO法人格の取得に関しては、このように事業受託を通じた自主財源確保の方途が開かれる点に意義を求めることができる。もちろん、緑地域活動協議会はこのほかにも上記で確認したとおり、親睦活動や地域福祉活動、さらにはまちづくり支援に取り組むプロボノチームと連携した活動も展開している。そこでは自主事業の展開によって収入予算に占める補助金の割合を減らそうとする姿勢にあらわれているように、

大阪府行政当局に依存しない自主・自立の地域をめざしている今日の実態を把握することができた。

なお、冒頭でも言及したとおり、本稿は緑地域活動協議会の実態を観察することにより、大都市の地域住民協議会の今日の実態を明らかにするという「記述」に力点を置いた。そのため、地域住民協議会が多面的な活動に取り組む要因についての「説明」がなされているわけではない。今後の研究ではこの点をふまえ、他事例との一致比較や差異比較を進めていきたい。その前提として、緑地域活動協議会のように多岐にわたる活動を展開している事例、あるいは活動が停滞して行き詰まりをみせている事例を比較対象として取り上げ、それらの実態を詳細に把握する必要がある。こうした作業の積み重ねが大都市の地域住民協議会の活性化要因の解明に結びつくように思われる。引き続き、大阪市の地域活動協議会に関する研究に取り組んでいきたい。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、緑地域活動協議会の久木勝三会長はじめ、協議会関係者の方々にお世話になった。この場をお借りして御礼申し上げたい。

参考文献・論文・資料

参考文献

- ・ 北村亘[2013]『政令指定都市—百万都市から都構想へ』中央公論新社
- ・ 嵯峨生馬[2011]『プロボノ—新しい社会貢献 新しい働き方』勁草書房
- ・ 砂原庸介[2012]『大阪—大都市は国家を超えるか』中央公論新社
- ・ 中川幾郎編著[2011]『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社
- ・ 真山達志、今川晃、井口貢編著[2010]『地域力再生の政策学—京都モデルの構築に向けて』ミネルヴァ書房

参考論文

- ・ 大阪自治体問題研究所[2014]「地域活動協議会アンケート調査分析の概要」『おおさかの住民と自治』第426号
- ・ 柏原誠[2014]「橋下・大阪市政のコミュニティ改革と住民自治」『おおさかの住民と自治』第426号
- ・ 澤井勝[2013]「政令指定都市と住民自治」『市政研究』第181号
- ・ 長野基、杉崎和久[2011]「東京都区市自治体における住区協議会組織の制度設計と運用に関する比較研究」『日本建築学会計画系論文集』第660号
- ・ 丸山真央、岡本洋一[2013]『「都心回帰」時代の大都市中心部の地域住民組織—大阪市北区済美地区の事例』『評論・社会科学』第104号
- ・ 三浦哲司[2014a]「コミュニティ施策の概要と展開」山崎仁朗編『日本コミュニティ政策の検証—自治体内分権と地域自治へ向けて』東信堂
- ・ 三浦哲司[2014b]「大阪市における地域活動協議会の設立とその課題」『市政研究』第182号
- ・ 三浦哲司[2014c]「地域住民協議会の運営と展望」今川晃編『地方自治を問いなおす—住民自治の実践がひらく新地平』法律文化社

- ・ 三浦哲司[2014d]「都市縮小時代の大都市における地区運営と持続可能性ートリノ市第2地区のエコミュージアム・プロジェクトを手がかりに」矢作弘、阿部大輔編『持続可能な都市の再生ートリノ、バルセロナの事例から』日本評論社（近刊）

参考資料

- ・ NPO法人緑・ふれあいの家[2013]『緑ふれあいの家通信』第2号
- ・ 大阪市[2011]『なにわルネッサンス2011ー新しい大阪市をつくる市政改革基本方針』
- ・ 大阪市[2012a]『市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー』
- ・ 大阪市[2012b]『地域活動協議会 設立&運営ハンドブック (Ver. 2.0)』
- ・ 財団法人地域活性化センター[2011]『「地域自治組織」の現状と課題ー住民主体のまちづくり』
- ・ 地方制度調査会[2013]『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』
- ・ 緑地域活動協議会[2012]『緑地域活動協議会広報』第1号